

## 第4節 外国の体育・スポーツ事故の実態及び判例

### 1. 体育・スポーツ事故の発生について

体育・スポーツ事故が1年間に我が国で一体どれくらい発生しているか、については公式の統計はない。もっとも、スポーツの盛んなアメリカ合衆国やドイツ連邦共和国のような国でも、スポーツ事故についての全国統計は、筆者の知る限りではない。それゆえ、全国的なスポーツ事故の傾向については、推測するしかないが、その手掛かりとして学校教育活動中に発生した事故、すなわち学校事故に関する全国的な統計調査である日本体育・学校健康センターが実施している「学校の管理下の災害」と題する公立学校の児童・生徒等の学校事故実態調査報告により、学校の教育活動中の一環としての体育・スポーツ活動中の事故の動向を伺い知ることができる。

同報告書によれば、我が国では、年間約160万件（平成6年度）発生しているという。そのような学校事故の中、体育・スポーツ事故は、ほぼ2～4割とみられるので、公立学校におけるいわゆる体育・スポーツ事故だけでも、年間数十万件発生していると推測され、ましてや一般のスポーツ事故となるとこの数倍ないし数十倍の規模と推測されるから、まさに膨大なスポーツ事故が日本全体で発生しているといえる。

体育・スポーツ活動中の事故で、一般的に傷害発生率の高いものとして、我が国やアメリカさらにドイツなどをみてみた場合、スポーツ種目としては、第1位がアメリカンフットボールであり、続いてボクシングやバスケットボール、バレーボール、アイスホッケー、野球、柔道、ラグビー、ハンドボール、サッカー、レスリング、体操競技及び陸上競技などが挙げられる。

一例としてクリアリングハウスの全米傷害調査によれば、病院の応急手当を受けたスポーツ傷害の状況は次表I—1のようなものであった。この表のスポーツ種目の中には、明らかに低めにでているものがあるが、それらはあくまでも病院での応急手当の必要とされるものみの件数のためである。

また、「全米競技傷害報告制度」によれば、毎年アメリカンフットボール参加者の約70%が傷害を負い、他のコンタクトスポーツでは約50%、コンタクトスポーツ以外では約10%の割合で傷害を負っていると報告されている。

(Athletic Purchasing and Facilities, vol.5, No.10, p.18)

表I-1 アメリカのスポーツ傷害

スポーツ種目	傷害件数 (千件)	スポーツ種目	傷害件数 (千件)
野球	478	ホッケー	50
アメリカンフットボール	470	スキー	45
バスケットボール	434	陸上競技	44
スケート(アイス・ローラー)	225	乗馬	44
水泳	126	ボート	37
サッカー	96	スケートボード	28
バレーボール	75	ダンス	26
テニス・バドミントン・スカッシュ	67	ゴルフ	23
レスリング	66	ボーリング	19
体操	62	ラクロス	10
ホッケー	50	ボクシング	10

(出典) 「全米クリアリングハウス傷害情報」 (1980年6月1日～1981年6月30日)

次にドイツにおける体育・スポーツ事故の発生状況についてみてみよう。最近のドイツ体育連盟(DSB)によるスポーツ事故実態報告によれば、スポーツ事故は減少傾向にあるという。すなわち連邦スポーツ連盟の保険業者の報告から、1989年におけるスポーツ事故は、118,769件で、ここ数年間をみると、1986年には、120,852件、1987年は117,589件、そして1988年には119,031件と減少傾向をみせている。とりわけ、注目に値することは、このような減少が、組織化スポーツにおける広範な成人会員という観点からもいえるということである。死亡事故の件数は、1986年は229件、1987年は218件、1988年では205件であったのに対して、1989年には195件と減少してきており、その際のスポーツの直接的実施による事故件数は、1987年には52件、1988年60件、そして1989年には34件であったという。また、廃疾事故件数も減少傾向にあり、例えば、1988年には1,323件、1989年には1,316件であった。増大する組織化スポーツ会員に対する事故の割合は、1988年には0.58%、1989年は0.57%であったという。

また、スポーツ事故を学校事故との関係からみてみれば、1981年には、西ドイツにおける普通教育学校生徒で被保険者は、92,009,729人であったが、その中370,713人が学校スポーツ事故をおこしている。つまり、ほぼ4%の生徒が正規のスポーツ授業中に受傷しているのである。

次に、ヘスとユンクによれば、スポーツによる平均事故発生率は、1.37%

で、そのような事故の際の廃疾発生率は、0.012%であり、死亡発生率は0.0022%ということなので、つまり50,000人のスポーツ活動者の中、毎年、6,850件の事故が起き、6人が傷害を負い、1人が死んでいることになる。さらに、ヘストユンクは、スポーツ種目による事故発生率を以下のように示している。

表I-2 スポーツ種目ごとの事故発生率 (%)

1. サッカー	3.93	2. バスケットボール	3.23	3. ハンドボール	2.76
4. ホッケー	2.71	5. 柔道・空手	2.30	6. バレーボール	1.85
7. ボクシング	1.75	8. 自動車競技	1.56	9. 自転車競技	1.28
10. バドミントン	1.09	11. 乗馬	0.95	12. アイススケート・ローラースケート	0.78
13. フェンシング	0.73	14. 陸上競技	0.58	15. スキー・登山	0.51
16. 体操競技	0.45	17. スキューバ	0.26	18. 空手・航空	0.24
19. ボーリング	0.21	20. ピンポン	0.17	21. テニス	0.13
22. カヌー・ボート・ヨット	0.13	23. ダンス	0.09	24. 水泳	0.06
25. 射撃	0.02				

(Jürgen Zanders 「SPORT IST NICHT GEFÄHRLICHER ALS DAS LEBEN」  
「ORIMPISCHE YUGEND」1982年3月号、4頁—5頁)

## 2. 外国における体育・スポーツ事故の判例

### 1) アメリカ合衆国における体育・スポーツ事故判例の傾向

アメリカ合衆国（以下、単にアメリカないし米国と略称）では、社会一般に起きている現象がまさに、スポーツにも起きつつあり、スポーツもまた「訴訟爆発」litigation explosionを経験しているといわれている。ネバダ大学のジョン・D・マッセンゲール博士によれば、スポーツ法は1960年代の社会的ニーズより生じてきたものであり、近年のスポーツにおける法的責任の追求すなわち訴訟の継続的増大と事態の深刻さの度合いの深まりを指摘している。<sup>(註)</sup>

以下には、アメリカにおける体育・スポーツ事故関係の判例の一部を紹介するが、これは過去に蓄積された膨大な判例のごくごく一部にしかすぎない。しかし、例え氷山の一角であっても、これまで体育・スポーツ事故関係の判例のほとんどがわが国の事例を扱ったものが多く、アメリカはもちろんのこと外国の判例を扱ったものは非常に少なかったため、それらを垣間見ることができれば、それだけでもバイオニアとしての観点からも半ば紹介する意義があるといえよう。

無数ともいえるアメリカ体育・スポーツ事故判例の分析は、至難の業であり、それを概観するだけでも大仕事といえる。そこで、筆者の手元に、ウォルター・

T・チャンピオンのペーパーバック版のスポーツ法の本（「簡明スポーツ法」、1993年、Walter T. Champion, Sports Law in a nutshell, West Publishing Co., 1993.）があるので、それを手掛かりとしてみよう。その内容は、次のようになっている。

第1章	契約	第13章	民事犯の弁護 Tort Defenses
第2章	代理人	第14章	労働者の賠償
第3章	財政	第15章	刑事責任
第4章	労働法	第16章	アマチュアスポーツ
第5章	独占禁止法	第17章	適確性
第6章	民事犯	第18章	障害のある競技者
第7章	参加者の傷害	第19章	大学奨学資金
第8章	観客の傷害	第20章	国際法
第9章	学校の責任	第21章	懲戒と罰
第10章	コーチの責任	第22章	薬物テスト
第11章	レフリーの責任	第23章	性による差別
第12章	名誉棄損		

このようにスポーツ法に関する事柄は、まさに多種多様であり、事故はこれらのほとんどすべての事項と直接的にせよ、間接的にせよ関係しているが、それらをすべて概観レベルにせよ参考にすることは、本報告書では紙幅からいっても物理的に無理である。そこで対象をそれらの中でも、第13章 民事犯の弁護 Tort Defenses に注目してみることにする。

その内容は、次のような構成から成っている。

- A. 一般
- B. 危険受忍 Assumption of Risk
  - 1. 明示的      2. 暗示的      3. 競馬と競輪
  - 4. スキー、ゴルフ及び野球      5. 未成年者
- C. 寄与過失
- D. 比較過失
- E. 警告
- F. 放棄
  - 1. 競歩      2. 自動車競争      3. 未成年者
- G. 政府免責
  - 1. 裁量行為      2. ポリシー約因 policy consideration
- H. 慈善免責

次には、上記の中でも、危険の受忍、政府免責及び慈善免責に関する体育・スポーツ事故判例の傾向について述べたあと、体育・スポーツ事故判例を衝突事故と製造物責任に関するものにしばって、関連判例をいくつか紹介していくことにする。

体育・スポーツ事故の際の免責事由の一つに、いわゆる危険受忍論がある。しかし、近年の体育・スポーツ事故判例の傾向としては、危険受忍論をとらないで、危険受忍論を限定的にとらえた、いわば限定的危険受忍論とでもよぶべきものや、寄与過失や比較過失の考え方に基づいて事故責任を判断するようになってきている。かつては、免責事由の大きな柱の一つであった政府免責 *governmental immunity* ないしは主権免責 *sovereign immunity* がある。この原則は、州や学区・教育委員会等の行政機関は、不法行為責任を免れるというものであり、従来多くの州で支持されていたが、今日では、逆に約8割以上の州で廃止されている。慈善免責については、1942年以前は、2ないし3州を除いてほとんどの州が慈善免責説を取り入れていたものが、1970年代には、全体の3/4がそれを止め、1980年代にはわずかに数州においてのみみられるというのが現状である。最後の製造物責任については、1970年代前半と1980年代後半の2度にわたり、いわゆる製造物責任危機といわれる保険危機に見舞われている。体育・スポーツもその例外ではなく、製造物責任に関する判決においても損害賠償額が高騰してきている。

(注) J.Mettian, J.Conn, R.O.Michael, F.D.Toth (ed.) "Legal Issues in Sport", vol.No.1, published by at the School of Education Vodosta State College, 1989, p.1-14.

## 2) アメリカにおける体育・スポーツ事故判例

### (1) 損害賠償責任が認められたケース

#### ①「大学対抗野球外野手衝突負傷事件」(1956年)

*Scott v. State*, 158 N.Y.S.2d. 617 (1956)

大学対抗野球で外野手であるスコット Scott は、フライを捕ろうとして金属製の旗のボールに衝突して重傷を負った事件であり、裁判所は、被告である大学当局に対してボールのような障害物を取り除かない当局に責任ありとした。(損害賠償金、12,000ドル)

#### ②「スキーヤーゲレンデ雑木衝突重傷事件」(1978年)

*Sunday v. Stratton Corp.*, 390 A.2d.398 (Vt.1978)

20歳の初級スキーヤーがスキー場でゲレンデで滑走中、ブッシュあるいは雑木にひっかけて半身不随の重傷を負った事件である。被告会社は、原告であるスキーヤーに対して、ゲレンデに入ったときから自発的に危険に同意してい

るから、スキーヤーに対して責任がないと主張したが、裁判所は、隠れている切り株はスキー固有の或いはスキーヤーに受忍された危険であるとはみなさず、被告会社に賠償責任があるとした。(損害賠償金、1,500,000ドル)

③「スキーヤーゲレンデ標識板衝突負傷事件」(1978年)

*Rosen v. LTV Recreational Development, Inc.*, 569 F.2d 117(10th Cir.1978)

スキーヤーがスキー場の鉄製の標識板にぶつかり、さらに他のスキーヤーにもぶつかって、負傷した事件で、被告会社は、そのような標識板はよく見えていて、しかも容易に避けることができるものであるから、スキーヤーは傷害の危険を受忍すべきであるとしたのに対して、裁判所は、そのような標識板は人に傷害を生じさせるようなば危険なものであるとした。さらに危険受忍 risk of assumption は、寄与過失 contributory negligence のひとつの位相 phase ととらえられ、また州が比較過失法 comparative negligence statute を定めているので、危険受忍は適用されない、と判示した。(損害賠償金、200,000ドル)

④「少年飛び込み湖水埋没水道パイプ衝突死亡事件」(1945年)

*Liguori v. Philadelphia*, 351 Pa. 494, 41 A (2d) 563 (1945)

市により管理されている湖で15歳の少年が飛び込んだ際に、水中にあった水道パイプに頭をぶっつけ、その後死亡した事件である。水道パイプに関する警告文や掲示板が以前はあったものの、事故当時はとりこわされていた。(損害賠償金、15,360ドル)

⑤「体育授業時間女子高校生道路横断中、トラック衝突負傷事件」(1941年)

*Talor v. Oakland Scavenger Co.*, 110 P. 2d. 1044 (Cal.1941)

高校の体育の授業時間に、女子高校生が体育館から学校のプレイグラウンドに行こうとして、道路を横切った歳に、トラックに衝突して負傷した事件である。学校の校長は7年間も生徒が走って体育館からプレイグラウンドに行くことを知っていたのに、生徒を守るための規則 rules and regulations をつくらなかった責任がある。(損害賠償金、5,000ドル)

(2) 損害賠償責任無しとされたケース

①「バスケットボールプレイヤードア支柱衝突負傷事件」(1952年)

*Albert Malt v. Board of Educ. of N.Y. City*, 114 N.Y.S.2d. 856 (1952)

19歳のバスケットボールチームの一員である少年が、コミュニティーセンターのレクリエーションプログラムでの試合中、ゴールしようとしたが勢いあまってバックボードから僅か2フィートしか離れていないドアの両側の柱にぶつかって負傷したが、負傷に対する損害賠償は却下された。

②「湖水遊泳者モーターボート衝突死亡事件」(1958年)

*Williams v. McSwain*, 248 NC 13, 102 SE (2d) 464 (1958)

ノースカロライナ州にある湖で 遊泳中の人(18歳)がモーターボートの

スクリーンにあたって死亡したが損害賠償はなされなかった。

③「フットボール観戦者プレイヤー衝突負傷事件」(1966年)

*Cadieu v. Board of the City School District for the City of schenectady*  
266 N.Y.S. (2d.) 895. Supreme Court of New York, Appellate Div. Third Dept.  
Feb. 8 (1966)

17歳の女子高校生が、フットボールの試合をサイドライン近くに立って観戦していたところ、フィールドからとび出して来たフットボールプレイヤーと衝突して負傷したため、高校生が受傷に対する損害賠償を請求したが認められなかった事件である。この事件で、裁判所は、高校生が安全な観覧席があることを知っていたのに、危険な場所で観戦していたことは、危険への同意をしていたものであると判示した。

④「スキヤー斜滑降中スキーインストラクター衝突受傷事件」(1977年)

*Lavine v. Clear Creek Skiing Corp.*, 557 F.2d. 730, 10th Cir. (1977)

コロラド州のスキー場で、女性の上級スキヤーが、斜滑降中にスキーのインストラクターと衝突して負傷したため、女性スキヤーがインストラクターを訴えた事件である。インストラクターは、次のように主張した。すなわち、女性スキヤーは、斜面を横切るとき、非常にゆっくりと滑っていたが、彼が彼女をやり過ぎそうとした時、突然彼女が止まったために衝突したものであり、事故は予測できない彼女の行動により引き起こされたものであり、避けることができなかった。コロラド州の裁判所は、インストラクターの主張を認め、被告インストラクターに責任なしとした。

(3) 原告・被告の双方に責任有りとされたケース

①「遊泳者飛び込みプール底頭打ち死亡事件」(1987年)

*Murray v. Rammada Inn, Inc.*, 821 F.2d 272, U.S. Court of appeals, 5th Cir.  
(1987)

プールの遊泳者(男子)が飛び込みをした際に、水深の浅いプール底に頭を打ち、死亡した事件である。プールの管理者は、水深の浅いプールで飛び込めば、危険なことは容易に認識できるはずなのに、本人の不注意により飛び込み、受傷したものであると主張したが、判決は、原告(遺族である故人の妻と娘)と被告の双方に半々の責任があるとして、25万ドルの支払いをプールの管理者に命じた。

以上、米国における判例のいくつかについて、それも対人及び対物の衝突事故に注目して見てきたが、本節の最後に製造物責任にかかわる判例を次にみてみよう。

ここで、アメリカにおける製造物責任の法的構成を整理してみると、大まかに、損害の回復のための可能な理論構成としては、次の四とおりが考えられる。

- ①人または有形物に対する損害について不法行為上の過失責任、
- ②人または有形物に対する損害について不法行為上の厳格責任、
- ③人または有形物に対する損害について明示又は黙示による保証違反に基づく契約法上の厳格責任、
- ④製品が仕様通りになされていないことが明示または黙示の保証違反に基づく契約法上の過失責任・厳格責任

これらのうち、製造物責任でとりあげる損害は、人又は有形物に対する損害賠償であって、無形の経済的損失ではないため、製造者等にたいして損害賠償を求める被害者が使用しうるのは、結局次の三つがあげられる。

- ①不法行為法上の過失責任 negligence、
- ②保証違反についての厳格責任 breach of warranty、
- ③不法行為法上の厳格責任 strict liability、

特に③の不法行為法上の厳格責任という考え方は、弁護士ラルフ・ネーダーが活躍した1960年代の消費者運動の高まりの中、1963年のカリフォルニア州で起きた、グリーンマン対ユバ・パワー・プロダクト事件（「電動工具使用中木片飛出し受傷事件」）をリーディング・ケースとして、裁判所は原告は被告の過失を立証しなくとも製造物に欠陥があることを立証しさえすれば、被告は不法行為法上の厳格責任を負うという、厳格責任の法理いわゆる無過失責任を判示し、以後アメリカの各州で採用するようになったものである。以下には、①不法行為法上の過失責任 negligence のケースと③の不法行為法上の厳格責任 strict liability のケースの事例を紹介する。

(1) 不法行為法上の過失責任有りとなされたケース

①「ピッチングマシン操作中高校生顔面負傷事件」（1972年）

*Dudley Sports Co. v. Schmitt* 279 N.E. 2d. 266 (Ind.1972)

事件は1965年4月24日、ダンビル高校がインディアナのエム・ロー・スポーツ用品会社から購入したダッドリィー・スポーツ社製オートマチックの野球用ピッチングマシンを高校生ローレンス・シュミット（16歳）が操作中、同マシンのアームにより、顔面を殴打され、受傷したというものであり、高校生シュミットは、同マシンを製造・デザインしたダッドリィー・スポーツ社と販売先のエム・ロー・スポーツ用品会社及び同マシンをテストした副校長と野球部のコーチの所属するダンビル高校を相手として損害賠償を請求し、第1審において認容されていた。それに対してニューヨークのダッドリィー・スポーツ社は、ダンビル高校の同高校生を相手として控訴したのが本件であり、裁判所は、ダッドリィー・スポーツ社は、同マシンのアームに何らの防護カバーもかけず、同マシンの製造及びデザインに欠陥ありとして、また販売先のエム・ロー・スポーツ用品会社に対しても、適切な指示等を与えなかった



過失ありとして、35,000ドルを高校生シュミットに支払う判決を下した。

(2) 不法行為法上の厳格責任有りとされたケース

①「フライ捕球失敗高校生サングラス破片受傷事件」(1970年)

*Filler v. Rayex Corporation* 435 F.2d. 336 (7th Cir. 1970)

インディアナ州のマリオン近郊のオークヒル高校の生徒であるマイケル・フィラー(16歳)は、1966年6月10日の午後遅く、ラエックス社製のサングラスをかけて野球の試合の練習中、フライをとろうとしてボールを見失い、取り損ねて右眼にあててしまい、不運にもサングラスの破片が右眼に突き刺さり右眼の視力を失ってしまったため、マイケル・フィラーと彼の母親が、損害賠償請求訴訟をラエックス社を相手として起こした。判決は、薄いメガネのレンズにボールが当たれば、細かく碎けて危険であることは容易に予見可能性があり、したがって欠陥のある製造物である売主のラエックス社に厳格責任があるとして、彼と彼の母親に102,000ドルの損害賠償の支払いを命じた。

3) ドイツにおける体育・スポーツ事故判例

ドイツにおける場合もアメリカの場合と同様、膨大ともいえる事故判例があるため、本稿では競技者間における衝突事故に関するものを若干みとめることにする。まず判例紹介の前に、判例をみるための法的なとらえ方ないし考え方について少々みておこう。

競技者間の衝突事故の場合、原則として危険承諾の理論により、事故責任が免除される場合が多い。もっともこの理論も、危険度が高いとされるボクシングなどを除き、1961年以来、過失相殺の考え方によって解決すべきとされている。また、水泳や陸上競技及びスキーやスケートなどの場合、競技者どうしが接触したり衝突して負傷した場合でも、事故責任の免除が適用されないとされている。これらの中でもスキー衝突事故について一言すれば、スキーによる負傷事故は、1970年代の初めですでに、毎年全国で少なくとも1万件から20万件といわれ、その中の5%から10%が衝突事故によるものである。そのようなスキー事故判例の一般的な傾向として、スキー滑降者は、走行中は他の者に危害を与えないように互いに注意すべきであり、事故の滑走能力に応じて、スキー場であれば、雪質等も含めたゲレンデなどの状況を考慮して、速度を調整して滑走すべきであるとされている。<sup>(28)</sup>

(1) 損害賠償責任有りとされたケース

①「アイスホッケーバック観客受傷事件」(1983年)BGH(29.11.1983)

連邦リーグのアイスホッケーの試合中、リンクの側壁を越えて飛んで来たバックに当たり負傷した事故で、裁判所は観客の訴えを認めている。

②「ジャンプ競技選手観客衝突事件」(1959年)BGH(19.10.1959)

ジャンプ競技選手が、規則違反のジャンプをしたため、試合を見物していた観客にぶつかってしまった。傷害を受けた観客がその競技選手を訴えたところ、裁判所は競技選手への訴えを棄却する一方、容易に選手がジャンプコースを外れて観客に衝突するような会場やコースづくりをした競技主催者の責任を認めた。

③「遊泳者飛込みプール底頭激突負傷事件」(1973年) BGH (13.3.1973)

遊泳者が十分な深さであると思って、市で設置したプールに飛び込んだところ、掲示されていた水深より実際には浅かったため、頭部をプール底に激突させて負傷した事故で、裁判所は市に責任有りとした。

(2) 損害賠償責任無しとされたケース

①「テニスプレーヤーボール衝突左眼負傷事件」(1968年)

Landgericht Wuppertal (12.6.1968)

二人でテニスをしようとテニスコートで練習中、ひとりのプレイヤーがコートの上のボールを拾おうとした際に、相手のプレイヤーの打ったボールが左眼に当たり負傷してしまった。そこで負傷したプレイヤーが損害の賠償を求めて訴えたが、裁判所は、テニスをする者はプレイ中、互いに相手の行動に注意を払ってプレイするべきであり、原告は損害賠償の権利はないとして訴えを棄却した。

②「スカッシュプレイ中プレイヤー接触負傷事件」(1987年)

Amtsgericht Wiesloch (20.3.1987)

スカッシュコートでスカッシュをしている際に、ひとりのプレイヤーがプレイ中、相手と接触し口を怪我させてしまった。そこで負傷したプレイヤーがDM2000の損害賠償を求めて訴えたが、区の裁判所はこの訴えを棄却した。

③「スキー滑走中スキーヤー衝突負傷事件」(1980年)

Oberlandesgericht München (12.11.1980)

曇天だが、視界も良好で雪質も良い日に、二人のスキーヤーがパラレルに谷に降りようと滑走中、ひとりの滑走者が右から左に斜めに降りようとした際に、もうひとりのスキーヤーと衝突しお互いに負傷してしまった。そこで、ひとりのスキーヤーがもうひとりのスキーヤーに損害賠償請求の訴えを起こしたところ、裁判所はこの訴えを却けた。

④「初心者スキーヤースキー滑走中衝突負傷事件」(1985年)

Oberlandesgericht Nürnberg (30.5.1985)

上級のスキーヤーが左側から5cmないし6cmの弧を描いて滑り降りようとしたところ、初心者スキーヤーが同じように左側から右側にゆっくりと大きく弧を描くように滑ってきたため、二人のスキーヤーが衝突して起きた事件である。上級者のスキーヤーが初級者のスキーヤーを訴えたが、裁判所はこの訴え

を却けた。

(注) 例えば、西村宏一 (1989) ; 東海法学, 第3号, 189-192. や、  
D.F.Schroeders, H.Kaufmann 共編 (1972) ; Sport und Recht, Walter  
Gruyter, ss. 57-70. などを参照。